

埼玉県母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、公共職業安定所（以下「安定所」という。）等と緊密に連携することで、児童扶養手当受給者に対するきめ細やかで確実な就業・自立支援を継続的に行っていくための事業実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象範囲)

第2条 この事業は、原則として、埼玉県内の町村在住の児童扶養手当受給者を対象とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、必要と認められる場合には対象とすることができるものとする。

(実施方法)

第3条 この事業の実施主体を埼玉県とし、福祉事務所（母子・父子福祉センター）が実施機関として実施するものとする。

(策定員の設置)

第4条 知事は、本事業の実施にあたり母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を配置する。

(策定員の選定)

第5条 策定員の選定にあたっては、次の要件を具備する者のうちから、総合的に勘案して選定するものとする。

- (1) 安定所の職員OBや企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識・経験がある者
- (2) 母子家庭及び父子家庭の福祉の増進に関して理解と熱意を有し、

母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができる者

(面接の実施)

第6条 策定員は、児童扶養手当受給者に対し、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、福祉事務所（母子・父子福祉センター）等相談窓口への来所者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分確認した上で、個別に面接を実施するものとする。

なお、相談者には、事前に母子・父子自立支援プログラム策定申込書（様式第1号）の記入を依頼し、プログラム策定申込みについて、相談者の意思を明確にしておくとともに、面接に当たっての相談者の希望の把握に努めること。

(プログラムの策定)

第7条 策定員は、面接において、相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラム（様式第2号）を策定するものとする。

プログラムの策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対し就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行うこととし、就業支援専門員の意見等も参考にすること。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の決定がなされた場合は、プログラム策定前に支援を実施しても差し支えない。また、策定員は、策定したプログラムを必ず福祉事務所長に報告すること。

(生活保護受給者等就労自立促進事業への移行)

第8条 生活保護受給者等就労自立促進事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添。）の5に該当する者。以下「就労自立促進事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 就業支援専門員が、生活保護受給者等就労自立促進事業における生活保護受給者等就労支援チーム（以下「就労支援チーム」という。）の福祉部門担当コーディネーターとなり、策定員と十分な連携の上、就労自立促進事業対象者を選定すること。
- (2) 就業支援専門員は、生活保護受給者等就労自立促進事業についての説明や意向の確認を十分行い、個人票 A（様式第 3 号。生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添 4 - 2 に該当。）を別に作成する。
- (3) 福祉事務所長は、作成した個人票 A を、要請書（様式第 4 号。生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添 4 - 1 に該当。）により、安定所長に対し支援要請を行うものとする。
- 2 就業支援専門員及び策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（以下「就労支援チーム」という。）の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当責任者、就職支援ナビゲーターとともに、就労自立促進事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所（母子・父子福祉センター）等において面接を実施する。
- 面接終了後、就労支援チームは、ケース会議を実施し、就労自立促進事業対象者に最も適した支援方針を決定する。

（関係機関等との連絡調整）

第 9 条 策定員の行う相談者への支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うこと。また、当該事業による支援が必要と思われる者が安定所に直接来訪した際は、安定所から策定員につながるよう協力を依頼する等、関係機関との連携体制づくりを行うこと。

（状況の把握）

第 10 条 策定員は、母子・父子自立支援員等と連携して、適宜、相談者の生活や子育て、就労等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、プログラムの「経過記録」に記録して福祉事務所長に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこと。また、再度本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくこと。

（関係記録の管理・秘密の保持）

第 11 条 策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、相談者の秘密を保持すること。

(関係機関との連携)

第 12 条 策定員はその職務を行うに当たって、安定所等関係機関との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めること。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 31 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。